

## 第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

### ① 相談支援体制等の整備に向けた取組

#### 1 現行計画について

##### (1) 現行計画における目標

妊娠中や出産時期の親の心身の健康状態は、その後に続く子育てにも影響することから、妊娠中からの親自身の健康への意識を高め産後の育児をイメージするとともに、出産後の母体の回復促進やストレス、うつ症状へのケアなど、必要に応じて心身両面から適切に支援していくことが重要である。とりわけ、出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、関係機関が密接に連携しながら、妊娠から出産を通じて継続的に切れ目なく支援していく必要がある。深刻な問題になっているこどもの虐待や思春期における問題行動等は、子育て不安や親子の心の問題に起因するところが大きいと考えられ、妊娠中から子育てに関する情報提供や妊婦相互の交流機会を充実するなど、子育てへの準備を支援していくことも重要である。

また、子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要がある。地域の活動とも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる場や、子育て中の親子が交流し、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、養育者の不安感や負担感を軽減していくことが重要である。区役所が「こどもの権利擁護の最前線」として、区役所内の保健や生活支援等の部署との連携を強化し、要保護児童の早期発見と早期対応に努め、こども相談センターや地域と連携して、ネットワークの中核を担うことも重要である。さらに、養育者の就業の有無にかかわらず、育児疲れや急病などの必要な時にこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を充実していく必要がある。

##### 【目標】

区保健福祉センターにおける相談の充実や、地域社会におけるこども・子育て支援メニューの充実。

##### (2) 直近の取組成果

区保健福祉センターの子育て支援室において、子育ての不安・心身の発達など、こどもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行い、必要に応じて関係機関との連携を図った。

地域保健活動業務担当において、保健師が妊産婦の方の健康相談やこどもの発育・発達、育児の悩みなど健康に関する相談に応じるほか、必要な助言や保健指導を行った。

また、大阪市こども・子育て支援計画（第2期）に基づき、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子どものショートステイ事

業（子育て短期支援事業）、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施し、地域のこども・子育て支援メニューの充実に努めた。

平成 29 年度から令和 4 年度まで母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業を市内 4 母子生活支援施設に事業委託し、退所母子について児童を対象とした学習支援の場の提供や定期的な家庭訪問等により関係機関と連携しての継続的な支援を行うとともに、入所中から、退所後の生活を見据えた地域ネットワークの構築など、体系的な退所母子支援を実施した。

令和 5 年度に上記委託事業を終了したが、各施設に措置費の加算職員である自立支援担当職員を配置することで現在も引き続き各種支援相談を実施している。

こども家庭支援体制の構築等に向けた取組にかかる  
社会的養育推進計画と関わりが深い支援メニューについて

年度	乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業		地域子育て支援拠点事業			
	量の見込み	実績	量の見込み	実績	量の見込み	確保方策	実績	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人日/月)	(か所)	(人)	(か所)
27年度	19,728	20,542	987	950	67,255	102	68,154	103
28年度	19,685	20,684	987	929	67,138	110	72,539	110
29年度	19,801	20,109	987	1,051	67,481	117	68,534	110
30年度	19,782	19,857	987	1,008	67,464	124	69,854	116
元年度	19,783	19,150	987	942	67,492	129	65,892	118
2年度	19,854	17,817	1,095	860	39,126	141	44,277	119
3年度	19,938	17,339	1,154	919	38,642	141	42,395	129
4年度	19,865	17,397	1,214	909	37,757	141	54,996	131
5年度	19,939	17,940	1,284	992	37,103	141	53,963	137
6年度	20,049		1,362		36,479	138		

年度	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）					利用者支援事業		
	量の見込み	確保方策	実績	乳児院	児童養護施設	量の見込み	確保方策	実績
	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(か所)	(か所)	(か所)
27年度	1,346	1,346	597	327	270	24	24	24
28年度	1,342	1,342	715	437	278	24	24	24
29年度	1,354	1,354	406	247	159	24	24	24
30年度	1,352	1,352	575	194	381	24	24	24
元年度	1,353	1,353	958	644	314	24	24	24
2年度	1,230	1,230	352	79	273	24	24	24
3年度	1,232	1,232	334	62	272	24	24	24
4年度	1,218	1,218	409	147	262	24	24	24
5年度	1,227	1,227	429	154	275	24	24	24
6年度	1,227	1,227				24	24	

年度	ファミリー・サポート ・センター事業（就学前）			ファミリー・サポート ・センター事業（学童期）		
	量の見込み	確保方策	実績	量の見込み	確保方策	実績
	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
27年度	20,552	20,552	14,469	5,555	5,555	4,624
28年度	20,613	20,613	16,131	5,570	5,570	4,553
29年度	20,675	20,675	17,528	5,586	5,586	3,737
30年度	17,151	17,151	17,595	5,603	5,603	3,584
元年度	17,214	17,214	19,441	5,619	5,619	2,774
2年度	17,581	17,581	15,379	3,438	3,438	1,886
3年度	17,579	17,579	18,629	3,435	3,435	1,220
4年度	17,515	17,515	21,339	3,438	3,438	1,118
5年度	17,496	17,496	22,236	3,428	3,428	1,544
6年度	17,513	17,513		3,404	3,404	

### (3) 令和6年度末時点での目標達成見込み

(2) の取組により、目標は達成できる見込みであり、達成の要因としては次のように考えている

目標	達成の見込み	要因分析
区保健福祉センターにおける相談の充実や、地域のこども・子育て支援メニューの充実	達成	大阪市こども・子育て支援計画に則り、各事業の進捗管理を適切に行ってきたため

## 2 資源等に関する地域の現状

### (1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ①こども家庭センターの設置数
- ②こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ③都道府県（政令市）と市区町村との人材交流の実施体制の整備
- ④こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

### (2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等（令和11年度末時点）
①	・こども家庭センター数：24か所	・こども家庭センター数：24か所
②	・実施回数：4回 ・受講者数：延べ144人	・実施回数：4回 ・受講者数：延べ144人
③	大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、区役所保健福祉課と本庁間等における人事異動を検討する体制を整備済	大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、区役所保健福祉課と本庁間等における人事異動を検討する体制を整備済
④	・統括支援員：24人（1人／1か所） ・サポートプラン担当者：32人（1人又は2人／1か所）	・統括支援員：24人（1人／1か所） ・サポートプラン担当者：32人（1人又は2人／1か所）

## 3 計画期間における整備・取組方針等

### (1) 基本的な考え方

区保健福祉センターにおいては、日々、市民からの相談対応や支援に取り組み、必要に応じて、様々なツールや会議体を活用し、区役所内の他部署や関係機関等と連携し、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めている。令和4年6月に児童福祉法、母子保健法が改正され、児童福祉分野と母子保健分野のさらなる連携強化のため、双方のこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関として、こども家庭センターの設置が努力義務とされるとともに、サポートプランの作成が義務付けられた。本市においては、令和6年度より区保健福祉センターにおいてこども家庭センターの運営を開始している。このことにより、これまで以上に関係機関が連携を図り、一体となって対応する必要がある。

## (2) 資源の整備・取組方針

- 市民からの相談対応や支援に取り組むため、統括支援員及びサポートプラン担当者の配置を行い、サポートプラン策定体制の整備し、引き続き各区にてこども家庭センター業務の運営を行う。
- 子育て支援室に配置されている統括支援員や虐待対応を行う職員に対して知識習得や相談援助技術の向上のための研修を引き続き実施する。

## (3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 こども家庭センターの設置数	24か所	24か所	24か所	24か所	24か所
2 こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	・実施回数 ：4回 ・受講者数 ：延べ144人	・実施回数 ：4回 ・受講者数 ：延べ144人	・実施回数 ：4回 ・受講者数 ：延べ144人	・実施回数 ：4回 ・受講者数 ：延べ144人	・実施回数 ：4回 ・受講者数 ：延べ144人

## ② 家庭支援事業等の整備に向けた取組

### 1 現行の取組の状況

令和4年改正児童福祉法において、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存の子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業とともに、家庭支援事業として法律上位置付けられた。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、及び養育支援訪問事業については、社会的養育推進計画における目標は設定しておらず、大阪市こども・子育て支援計画（第2期）に基

づき取組を進めている。

- ・家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）

子育てに対して不安や負担を抱え、継続的な見守り支援が必要な家庭やヤングケアラー等のいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援する事業として令和5年10月より開始した。支援導入後進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることなどにより、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担の軽減を図ることを目的としている。

本事業を開始するまでは、虐待リスクのある要保護・要支援家庭（生後1年まで）に対して、養育に関する助言や、家事援助を行う「エンゼルサポーター派遣事業」を実施してきたが、利用できるのが1歳までの児童を持つ家庭に限定していたため、令和6年4月の改正児童福祉法の施行を待たずに、「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」として、ヤングケアラーのいる世帯を含め、0歳から18歳の児童を持つ要保護家庭等を対象にした事業として家事・育児訪問支援事業を実施している。

- ・子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）において、保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前の子どもを預かり、安心して子育てができる環境を整備することを目的として子育て短期支援事業を実施してきた。

令和5年度は乳児院7箇所、児童養護施設8箇所の計15箇所で実施し、1,227人日の利用枠を確保した。

- ・一時預かり事業

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）において、保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、幼稚園あるいは保育所等で昼間に就学前の子どもを預かり、安心して子育てができる環境を整備するため、一時預かり事業を実施してきた。

幼稚園在園児対象については、令和5年度は220箇所で実施し、1号認定による利用は520,178人日、2号認定による利用は346,789人日の利用枠を確保した

幼稚園在園児以外対象については、令和5年度は73箇所で実施し、83,651人日の利用枠を確保した。

- ・養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）において、妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を実施してきた。

令和5年度は、新たに589人を訪問し、支援を実施した。

## 2 資源等に関する地域の現状

### (1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策
- ②市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

### (2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備状況等（令和6年度）	整備すべき見込量等（令和11年度）
家事・育児訪問支援事業 （子育て世帯訪問支援事業）	訪問支援件数：5,704人（延べ人数）	訪問支援件数：5,422人（延べ人数）
児童育成支援拠点事業	—	700人
親子関係形成支援事業	156人	163人
子どものショートステイ事業 （子育て短期支援事業）	15か所 1,227人日	1,460人日
一時預かり事業 （幼稚園在園児対象）	220か所 1号：608,459人日 2号：443,365人日	246か所 1号：263,332人日 2号：410,856人日
一時預かり事業 （幼稚園在園児以外対象）	73か所 89,898人日	78か所 87,457人日
養育支援訪問事業	511人	617人

## 3 計画期間における整備・取組方針等

### (1) 基本的な考え方

家庭支援事業は、本市においては、既存の子育て短期支援事業、一時預かり事業、及び養育支援訪問事業に加え、令和6年度より子育て世帯訪問支援事業、及び親子関係形成支援事業を、令和7年度より児童育成支援拠点事業を新たに実施する。また、計画期間において、支援が必要な子どもや家庭が利用できるよう枠の確保に努める。

### (2) 資源の整備・取組方針

- ・家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）については、区子育て支援室が、訪問支援事業者との協力体制を築き、子育てに対して不安や負担を抱え継続的な見守り支援が必要な家庭やヤングケアラー世帯などの支援対象者を本事業に適切につなぐことで、虐待の未然防止策としての事業となる。引き続き、各区子育て支援室や訪問支援事業者と事業運営に係る課題や問題点を共有し、業務改善を行いながら円滑な運営をめざす。

- ・親子関係形成支援事業については、親子の関係性やこどもの関わりに不安を抱えている家庭を対象に、各区の実情に沿った事業展開を行い、親子間の適切な関係性の構築を目的に、こどもの発達状況等に応じた支援を行う。
- ・児童育成支援拠点事業については、(仮称)大阪市子ども計画に位置付けて、令和7年度より新たに実施する。
- ・子どものショートステイ事業(子育て短期支援事業)については、引き続き(仮称)大阪市子ども計画に基づき、必要なこどもや家庭が利用できるよう枠の確保に努める。
- ・一時預かり事業については、引き続き、(仮称)大阪市子ども計画に基づき、必要なこどもや家庭が利用できるよう枠の確保に努める。
- ・養育支援訪問事業については、引き続き、(仮称)大阪市子ども計画に基づき実施する。

### (3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源	定量的な整備目標					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	家事・育児訪問支援事業 (子育て世帯訪問支援事業)	訪問支援件数 5,682人(延べ 人数)	訪問支援件数 5,614人(延べ 人数)	訪問支援件数 5,556人(延べ 人数)	訪問支援件数 5,491人(延べ 人数)	訪問支援件数 5,422人(延べ 人数)
	児童育成支援拠点事業	700人	700人	700人	700人	700人
	親子関係形成支援事業	159人	160人	162人	162人	163人
	子どものショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	1,464人日	1,451人日	1,450人日	1,449人日	1,460人日
	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外対象)	106,138人日	102,270人日	98,246人日	92,835人日	87,457人日
	養育支援訪問事業	609人	610人	612人	614人	617人

### ③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

#### 1 現行計画について

##### (1) 現行計画における目標

本市の児童家庭支援センターは、現在のこども相談センターが大阪市南部に位置する平野区において中央児童相談所として業務実施していた当時には、夜間の電話相談受付など、児童相談所の補完的業務を行っていた。

その後平成22年1月に中央児童相談所が中央区森ノ宮に移転し、こども相談センター(現中央こども相談センター)として業務開始し、さらに南部こども相談センター(平成28年10月)、北部こども相談センター(令和3年4月)と複数設置が進み、令和6年度末には中央こども相談センターが浪速区に移転、令和8年度には4か所目の東部こども相談センターの開設を予定するなど、こども相談センターのあり方が児童家庭支援センター開設時とは大きく変わってきた。

一方で、平成 28 年の改正児童福祉法により市区町村は子ども家庭総合支援拠点を設置することとされ、「新しい社会的養育ビジョン」では、児童家庭支援センターはその拠点に対する必要な助言・支援を行うことが求められており、その役割を担えるような機能強化を図ることが重要となっている。

### 【現行計画での目標】

- ・児童家庭支援センターについて、令和 6 年度の計画中間見直しまでに、必要な箇所数の検討を行う。

## (2) 直近の取組結果

児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組として、現事業者と意見交換を行い、区子育て支援室チームリーダー会議や子ども・子育てプラザ統括責任者研修会、こどもサポート推進員研修において事業説明を行い、現事業者から関係機関等へ積極的に働きかけ、支援実績を重ねてきた。その結果、地域における相談実績は上がってきている。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談等延べ実績	1,713 件	2,786 件	2,843 件	3,678 件	3,431 件

## (3) 令和 6 年度末時点での目標達成見込み

令和 6 年度の計画中間見直しまでに、児童家庭支援センターにおいて児童相談所のどのような補完的役割を担うべきか、また、子ども家庭総合支援拠点（現こども家庭センター）に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要な箇所数とあわせて検討を進めた。

## 2 資源等に関する地域の現状

### (1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ①児童家庭支援センターの設置数
- ②児童相談所からの在宅指導措置委託件数
- ③市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

### (2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等(令和11年度末時点)
①	児童家庭支援センター：1か所	児童家庭支援センター：1か所

②③については、現在のところ実施しておらず、今後についても当面は実施の予定なし。

### 3 計画期間における整備・取組方針等

#### (1) 基本的な考え方

児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景から、本市においても児童家庭支援センターは、夜間の電話相談受付など、こども相談センターの補完的業務を行ってきた。しかし、児童虐待相談対応件数の増加により、迅速な組織判断、安全確認の迅速かつ効率的実施、区役所等の関係機関との緊密な連携及び利用者（市民）の利用しやすい環境整備のため、本市においては24時間虐待通告の受付を行う児童虐待ホットラインの設置による安全確認体制の整備や、児童相談所の複数設置（市内3か所）が行われ今後4か所体制となることから、市内全域に対してきめ細やかな支援が可能となっている。

そのような中、児童家庭支援センターの役割として、こども家庭センターに対する専門的な助言・支援を行うことなどにより、地域支援を十分に行えるよう機能強化を図ることが新たな課題となっている。

したがって、本市においてはこども相談センターが4か所あることから、きめ細かく支援を実施できる体制となっているため、児童家庭支援センターの機能としては、児童相談所を補完する役割を担うというよりも、地域のこども家庭支援を推進していく役割が求められている。

#### (2) 資源の整備・取組方針

- ・こども相談センターとの協議の結果、児童相談所の複数設置や24時間虐待通告に対応する安全確認体制の整備により、市内全域に対してきめ細やかな支援が可能であるため、こども相談センターからの在宅指導措置委託は実施せず、こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組の推進については、今後さらに検討していく
- ・児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組により、以前よりも多くの事業実績が得られているため、引き続き現在の設置数を維持しながら機能強化に努める

#### (3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源		定量的な整備目標				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	児童家庭支援センターの設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所